

マンション共用部修繕業務従事者の定年を65歳まで延長 ～60歳以降も給与水準を維持し、技術力を継続確保～

マンション管理会社のコミュニティワン株式会社（本社：東京都品川区 社長：後藤 泰弘）は、2017年10月より、マンション共用部修繕の提案・施工管理に従事し一級建築士・一級施工管理技士等一定の資格を保有する従業員の定年を、60歳から65歳へ延長いたしました。

建物・設備の老朽化が進む中で資産価値を保つためには、適切なメンテナンスが必要です。当社では、管理組合様の次年度予算検討に際し、向こう3年間で実施すべき改修を一覧にした「3ヶ年改修マスタープラン」をご提示するなど、建物・設備の状態から必要な修繕のご提案を行っており、また、日常的に建物・設備の点検等を行っている管理会社の責任として、修繕も実施しております。

管理組合様への適切な修繕提案や、安全に配慮した施工管理には、専門的な知識と経験が必要ですが、経験あるベテラン従業員が退職することによるノウハウの流出防止が課題となっていました。

また、少子化・高齢化により、労働力、特に資格を持った技術者の確保が難しくなっており、ベテラン層の就業環境も変わってきています。

これらの課題・社会環境の変化に対応するため、当社では、従前からの60歳の定年後も最長70歳まで嘱託再雇用する制度に加え、今般、マンション共用部修繕の提案・施工管理に従事し、一級建築士・一級施工管理技士等一定の資格を保有する従業員の定年を、60歳から65歳へ延長いたしました。さらに、従業員が60歳以降も変わらず安心して働くことができるよう65歳の定年まで給与水準を維持することといたしました。

これにより、当社としては技術力を継続確保することで今後も高品質なサービスをご提供し、ベテラン従業員にとっては、長年培った経験や高いスキル・専門性を活かして、引き続き第一線で活躍できる環境の実現を図ります。

【リリースに関するお問い合わせ】

経営企画部（担当：曾根・鈴木） TEL：03-5435-6379

※このニュースリリースは、国土交通記者会、国土交通省建設専門誌記者会にお配りしています。